

総務文教委員会

平成29年12月12日(火)

日 時 平成29年12月12日(火) 午前10時00分開会—午前10時40分閉会

場 所 役場3階 第2委員会室

出席委員 小川委員長、竹原副委員長、坂原、辻下、道工、反保、出口、田島

欠席委員 なし

傍聴議員 和田、奥野、中原

出席理事者 田代町長

中口副町長

松田副町長

笠間教育長

保井まちづくり戦略室長兼町長公室長

西総務部長

四至本財政改革部長

竹下教育委員会事務局教育次長

佐藤総務部理事兼財政改革部理事兼まちづくり戦略室理事

川端危機管理監兼危機管理担当課長

松井総務部副理事兼総務課長

寺田総務部副理事兼企画地方創生課長

相馬財政改革部副理事兼財政課長

廣田人事担当課長

澤学校教育課長兼指導課長

松下生涯学習課長兼青少年センター所長

案 件

(1) 付託案件について

(午前10時00分 開会)

小川委員長 おはようございます。

ただいまから、総務文教委員会を開会します。

本日の出席委員は8名、全員出席です。

理事者については、全員出席です。

定足数に達しておりますので、本委員会は成立しました。

これより総務文教委員会を開きます。

携帯電話のほう、よろしくお願ひします。

12月5日の本会議において、本委員会に付託を受けました案件4件の審査を行います。

それでは、これより議事に入ります。

なお、発言者については、マイクのスイッチを入れて、発言お願ひいたします。

また、理事者の発言は所属部署と氏名を言ってからお願ひいたします。

議案第66号「平成29年度岬町一般会計補正予算（第5次）の件」のうち、本委員会に付託された案件について、議題とします。

本件について、担当課から説明を求めます。

寺田課長。

寺田企画地方創生課長 それでは、総務文教委員会資料の1ページをごらんください。

平成29年度岬町一般会計補正予算（第5次）のうち、総務文教委員会に付託された歳入歳出予算について、ご説明いたします。

まず、歳入予算について説明いたします。17寄附金、1寄附金、岬ゆめ・みらい寄附金といたしまして2億円の増額補正を行うものです。内容としましては、岬ゆめ・みらい寄附金、ふるさと納税の寄附金が当初見込みを上回るため、新たに予算措置するものです。

相馬財政課長 続きまして、18繰入金、1基金繰入金、財政調整基金繰入金といたしまして1,685万3,000円の減額補正を行うものでございます。

内容といたしましては、本補正予算の編成に伴い、財源調整を行うものでございます。

寺田企画地方創生課長 続きまして、18繰入金、1基金繰入金、岬ゆめ・みらい基金繰入金といたしまして、補正予算額6,779万7,000円を増額補正するものです。

内容につきましては、歳出でご説明いたしますが、寄附金を財源として実施するふるさと応援事業のうち、謝礼品の購入に必要な経費及び事務経費等を基金から繰り入れするものです。

以上、当委員会付託分、歳入合計といたしまして2億5,094万4,000円を増額補正するものです。

廣田人事担当課長 続きまして、歳出です。委員会資料の2ページをごらんください。

今回の委員会資料におきましては、委員会資料2ページの一番左の区分欄の議会費の上段に括弧書きで記載しておりますとおり、議員報酬手当、職員給与費分と、それから委員会資料6ページの2総務費の上段に括弧書きで記載しております議員報酬手当職員給与費以外分という二つの構成で作成しております。

このことにつきましては、今回の補正項目の多くが議員報酬手当職員給与分としての人件費で占めていることによるものであり、人件費とそれ以外のものという区分けにさせていただいております。

それでは、委員会資料2ページから6ページまでの議員報酬手当職員給与分としての人件費補正の全般につきましてご説明させていただきます。

参考としまして、7ページに今回の12月補正全般に関する補正内訳資料を添付しております。総務文教委員会所管以外の特別会計分も含んでおりますが、補正額全体の説明ということで、この資料によりご説明させていただきます。

まず、今回の人件費の主な補正要因としましては、大きく分けて二つございます。

一つ目は、人事異動等にかかる調整、二つ目は、本町が行財政改革の一環として独自に給料減額しております一般職の給与2%減額及び特別職の給与15%減額の反映でございます。

まず、①人事異動等による補正、調整額としまして、一般会計で2,026万5,000円、特別会計で204万円、合計2,230万5,000円の減額となっております。内容としましては人事異動による各会計間・費目間の予算調整を行いつつ新規採用職員や任期付き職員、再任用職員の給与や雇用条件の確定による増減、保険料の利率確定などの要因により人件費全体として当初予算から現時点の不用額を算出し、トータルで減額する補正をするものでございます。

次に、②給与の独自減額部分で再掲欄を見てください。

一般職の給与2%減額の補正額効果額としましては一般会計で1,540万4,000円、特別会計を含めると合計で1,853万3,000円でございます。

また、特別職の給与15%減額の補正額効果額に関しましては、366万4,000円でございます。

最後に、③の今回の全体補正額としまして4,450万2,000円の減額となっております。

なお、これらの人件費におけます左の区分から右の備考欄までの内訳の読み上げにつきましては議事の円滑な進行のため省略させていただきたく、ご理解を申し上げます。

2ページから6ページ上段までの人件費補正に関する説明は以上です。

寺田企画地方創生課長 6ページをごらんください。

2総務費、1総務管理費ふるさと応援事業といたしまして6,779万7,000円を増額補正するものです。

内容としましては、岬ゆめ・みらい寄附者への謝礼品の購入費用として5,382万8,000円、次にお礼状や封筒など消耗品として3万6,000円、次に、謝礼品の郵送、寄附証明書の送料など通信運搬費として153万3,000円。

次に、寄附金の代理納付システム及びポータルサイト利用料など、ふるさと応援サイト掲載料として1,240万円となります。

これらの経費は、全て岬ゆめ・みらい基金繰入金を活用して実施するものです。

澤学校教育課長 10教育費、2小学校費、小学校改修事業費としまして、62万3,000円の増額補正を行うものです。

内容としましては、多奈川小学校内にある浄化槽にはブローア、いわゆる空気を送るためのポンプが2基設置されており、交互に作動して汚水の浄化を行っております。

この浄化槽のブローアは設置後20年以上経過しており、昨年度、経年劣化により1基が作動不能となり取りかえ工事を行ったところですが、残る1基についてもこのたび作動不能となりました。

ブローアが停止してしまうと浄化した水が水質基準を満たさなくなり、トイレを使用することができなくなることから、早急に取りかえ工事を実施したく増額補正を行うものです。

寺田企画地方創生課長 続きまして、13諸支出金、1基金費、岬ゆめ・みらい基金費といたしまして、補正予算額2億円を増額補正するものです。

岬ゆめ・みらい基金について説明させていただきます。

岬ゆめ・みらい基金は、本町を応援しようとする個人または団体から寄附金を募り、当該寄附金を財源として事業を行うことにより、個性豊かな活力あるまちづくりに資することを目的として設置しております。

先ほど歳入で説明いたしました寄附金につきましては、基金として積立を行い、子育て、福祉、教育、環境に関する事業及びその他目的達成のために町長が必要と認める事業の財源として活用することとなります。

以上、当委員会付託分歳出合計といたしまして2億2,908万7,000円を増額補正するものです。

小川委員長 ただいまの説明に対して、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

小川委員長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

小川委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第66号「平成29年度岬町一般会計補正予算（第5次）の件」のうち、本委員会に付託された案件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

小川委員長 満場一致でございます。

よって、議案第66号は、本委員会において可決されました。

続いて、議案第70号「平成29年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第3次）の件」について、議題とします。

本件について、担当課から説明を求めます。

松井総務課長 委員会資料の8ページをごらんください。

平成29年度、岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第3次）の件につきまして、ご説明申し上げます。

まず、歳入です。3繰入金、1基金繰入金、多奈川地区財産区基金繰入金としまして460万円の増額補正を行うものです。

内容につきましては、歳出の繰出金に充当するための基金繰入金です。

次に、歳出です。2諸支出金、2繰出金、繰出金としまして460万円の増額補正を行うものです。

内容につきまして、多奈川小田平墓地法面改修工事にかかる経費を一般会計に繰り出しするものです。

以上、当委員会付託分としまして、歳入歳出ともに計460万円です。説明は、以上です。

小川委員長 ただいまの説明に対して、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

小川委員長 これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

小川委員長 これで、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第70号「平成29年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第3次）の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

小川委員長 満場一致です。

よって、議案第70号は、本委員会において可決されました。

議案第73号「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する件」について、議題とします。

本件については本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

小川委員長 本件について、質疑ございませんか。

田島委員。

田島委員 今回、公益法人等への職員の派遣に関する条例の部分ですけども、社協とかそういうような部分については既に運営されて理解しているんですけども、このたび、これシルバー人材センターに対する職員の派遣ですね。

ちょっとこの文章だけじゃ私、理解しかねますので、この趣旨、目的等々について、簡単に結構ですから、担当課から説明を求めたいと思います。

小川委員長 廣田課長。

廣田人事担当課長

ただいまの質問なんですけども、シルバー人材センター、今回、派遣ということで、条例の改正の中身につきましては、実際、派遣する団体の一つ増やすということで、今回ご審議いただいているわけなんですけども、団体派遣に関しましては、もちろん団体さんとの協議ということがあります。まして、今回、派遣法の目的、趣旨に沿った派遣という形で、実際、町と密接なかわりがあり、町の施策を推進する団体ということで、今回、派遣条例という形で上程させていただいております。

小川委員長 田島委員

田島委員 目的ですね、なぜ職員、もしくは職員に準じたものを人材銀行に派遣すると、これは運営上の問題となれば、やっぱりそういう運営するに先方から要望があったのか、要望がないのにこっちから派遣することないと思うので、要望事項を踏まえて、そういう具合に人材銀行の、この事業というのは高齢者の福祉とか、そういう部分についてぜひとも必要な事業だから、私はこれ反対してないです。

やはり、これから高齢者の生きがいワークとかいろいろこういう事業をやっぱりいいようにするのが町としての責務です。

ただ、センターのほうからこういう具合に、例えば事務的な事務局長待遇の人を派遣してくださいとか、そういう要望があったのか、まるっきりないのに、この条例の部分改正されるのか、そ

れを今聞いたわけですね。

ですから、現場からの要望があつてこういうご要望がありましたので、これはやっぱり今後、高齢者対策のために町としても放っておかれないので、そういう熟知した職員を派遣しますと、そういう答えが返ってくると思たんやけど、そういう答えだけはない。

そしたら、もう1点だけお尋ねするんやけども、この職員、職員に準じた方を派遣するに当たって、人または賄いがついていくのか、それとも現地で賄ってもらうのか。その点についてもちょっと答弁願います。

小川委員長 保井室長。

保井まちづくり戦略室長 シルバー人材センターは、委員ご指摘のとおり高齢者の生きがいを追及するために就労活動とかに基づいた社会参加の場を提供いたしまして、高齢者の生活意欲の向上と健康づくり、孤独感の解消、地域社会との触れ合いや交流を図りながら社会貢献を目指すこととしている団体でございます、町といたしましても、生きがいや社会参画に寄与していくという非常に有意義な活動をしているというように認識しているところでございます。

その中で、設立当初の人材のほうも高齢化が進んでいるということもございまして、町に一定の要請があつたところでございます。

その中で、派遣方法につきましては、今回、条例を整備することによりまして、いわゆる「賄い」とおっしゃっていますけども、どのような形で支援ができるのかということも整備するために今回、上程させていただいているものでございまして、運営補助もしくは人件費での支援とか、さまざまな手法がございますので、十分にこの条例をご理解していただいた後に詰めていきたいというような状況でございます。

小川委員長 田島委員。

田島委員 ただいまの説明で十分理解させていただいたと思います。

やはり、先ほど保井室長がおっしゃるとおり、やっぱり派遣するには高齢者のいろんな補助とか、そういうことをするに当たっては、やっぱり条例なくして物事前に進まないの、前段、こういう条例を設立するんだらうなということを理解しております。

ただ、この条例については、私反対はいたしません。理解はいたしております。

しかし、これが可決したならば、その後、シルバー人材センターがますます発展するように、高齢者の福祉のためにやっぱり援助、補助等をする考えで、一つその趣旨を持ってやっていただきたいなど、かように思っていますので、反対じゃないんですよ。

ただ、このままの説明だけじゃさっぱりわからないので、本音を聞かせていただきました。

ということで、これから高齢者が働ける場。ただ、一つ心配しているのは、同業者とのトラブルは起こさないようにしてほしいですね。



やっぱり、高齢者といえども、軽い作業ですけども、やっぱり地元にはそういう同種の業者がたくさんおられますので、その点、いろんな面で町の補助を出す以上は、そういう指導もしていただいて、トラブルを起こさないように。

やっぱりシルバー人材センターのやれる仕事、また、プロとしてできる仕事の区分分けをするのは行政として責任ありますので、一つその点もまた踏まえてこの条例の運営を確かな運営にさせていただきたいと、今日は、これ要望としときますので、一つお願いしときます。

委員長、結構です。

小川委員長 他にございませんか。

道工委員。

道工委員 1点だけ、確認等しておきたいと思うんです。

当然、シルバー人材センターの設立時の仕方ですね、大体の自治体は行政主導でやっていると思いますが、うちの場合はNPO法人から移行していったという経緯がありますから、遅かったぐらいかなと思うんですけども、参考のために、この法人等への職員の派遣をやっておられる近隣は、大変だと思いますけど、その辺のちょっと確認だけしたいと思うんですが。

小川委員長 保井室長。

保井まちづくり戦略室長 近隣では、貝塚市シルバー人材センターへ貝塚市が派遣先団体として条例に記載しているというところがございます。

あとは、シルバー人材センターとしては今のところ貝塚市が明記されているという状況でございます。

小川委員長 道工委員。

道工委員 泉南市はやってませんか。

小川委員長 保井室長。

保井まちづくり戦略室長 泉南市に関しましては、本条例には公益財団法人大阪市町村振興協会と社会福祉法人泉南市社会福祉協議会が明示されているところがございます。

小川委員長 よろしいか。

道工委員 結構です。

小川委員長 坂原委員。

坂原委員 ちょっと文言の確認だけお願いします。

委員会資料10ページの第4条のところ、派遣職員のところで、支給することができる、その手当が増えたということだと思うんですけど、通勤手当、管理職手当いろいろありますけど、大体わかるんですが、その中で管理職員特別勤務手当とあるんですけど、これはどういうのを指すのか、どういう内容を指すのか、ちょっとその辺を確認させていただけますか。

小川委員長 どなたが答弁されますか。廣田課長。

廣田人事担当課長 管理職員特別勤務手当に関しましては、本町でいうと、例えば災害とかで夜間、管理職が出た場合とか、平日夜間、あるいは休日のときに何らかの形で出勤したときの特別の費用ということで今のところしております。

現在、管理職員特別手当に関しては支給実績はございません。

小川委員長 坂原委員。

坂原委員 支給実績はないけど、これつけたということなんかな。その辺ちょっと何か、どうなんかなと思うんですけど。明記している以上、これはすべきなんかなと思うんですけど。

そもそも、本庁での災害時の手当がないというのはいかがなものかなと思うんですけど。

ちょっとその辺も、今後考えてほしいと思います。

それだけです、結構です。

小川委員長 よろしいですか。

他にございませんか。出口委員。

出口委員 今の坂原委員と全く一緒の質問なんですけど、管理職員特別勤務手当というのは、管理職の場合にはそういうような特別な勤務手当を出すというのは、ちょっと私理解に苦しみますねんけど、その辺はどうですか。

小川委員長 廣田課長。

廣田人事担当課長 あくまで、管理職は管理職手当という形で通常業務の範囲内で支給はあるわけなんですけども、この管理職特別勤務手当に関しては管理職のそれ以上のプラスアルファの仕事ということで、これは国の法律でも他の市町村でも同じような形で条例整備はされております。

小川委員長 出口委員。

出口委員 今の説明でよくわかりますんやけども、もともと管理職手当がついているんだから、別にまた余分にこういうような手当をつけるというのは非常に私、理解できないんですけど、今の説明でもですね。

それは、法的にはもうちゃんと説明はできているようなんですけども、ちょっとその辺が理解できませんのやけどね。

どうですか、保井室長。

小川委員長 保井室長。

保井まちづくり戦略室長 現在、岬町は第3次行財政改革集中プランも実施しているところでございますけれども、本来的にいえば、災害時等の支援時に管理職手当以外の領域になるかなというところもございまして。

その部分を示すのがこの手当でございまして、管理職手当の中に含まれるのか、また、管理職

の責務として当然そのような業務も含まれるのではないかというような議論がある中でございます。

そのようなことを十分理解しているところではございますが、現状、この手当は支給できていない状況、支給していない状況でございます。

その面も踏まえまして、今回の条例につきましては現状の岬町の職員の条例とあわせた形で支給できるものと、一つの手当の項目として記載しているところでございます。

小川委員長 出口委員。

出口委員 ということは、こちらの管理職の方をシルバー人材センターに派遣をすべきことを考えているということですね。

小川委員長 保井室長。

保井まちづくり戦略室長 現状、どのようなことかというような具体的などころまではいっておりませんし、今回の条例はシルバー人材センターの項目を追加するに当たり、あわせて整備するものでございますが、シルバー人材センターだけでなく、今後、さまざまな関係の深い政策の中での団体も加味されることとなりますので、全体的なことを踏まえて今回条例を制定させていただいておりますので、管理職が出るのかとか、一般職が出るのかとかというようなことで整備しているわけではございません。

小川委員長 よろしいですか。

他にございませんか。竹原副委員長。

竹原副委員長 3点ほど質問させていただきたいと思います。

この表題にあります「公益的法人等への」というところで、公益的法人というと、本会議の大綱的質疑でも営利、非営利というのではなくという議論をしていたと思うんですけど、その公益的法人というのは、岬町にどのような団体があるのかな。シルバーだけかな、どうかなというのが一つです。

それと、また、後ろについている「等」というのは何を指すのかな、それは岬町にはないんだらうかどうかということと。

それともう一つ、法人の内容によりけりだと思うんですけど、NPO法人でもこういうような職員の派遣についてあり得るのかどうかというのをお願いしたいと思います。

小川委員長 廣田課長。

廣田人事担当課長 ただいまのご質問なんですけども、一応、公益法人を派遣できる団体は公益法人等ということなんですが、まず、公益法人とはということからちょっと説明させていただきます。

公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律、いわゆる派遣法第2条、それから、第10条に規定されているんですけども、大きく分けて公益的法人への派遣、それから特定法人への退職派遣の二つに大きく派遣自体分類されます。

先ほどのご質問でもありましたが、公益的法人の派遣に関しては4種類ありまして、一般社団法人、一般財団法人、今回でいうシルバー人材センターほか、大阪府の市町村振興協会マッセさんなどが該当する団体になります。

それから一般地方独立法人、これは泉佐野とかにあるりんくう総合医療センターなど病院関係が多いと思います。

それから、別で特別の法律によって設立された法人であり政令で定めるものということで、これが一番多い団体で108団体あります。

具体的に申しますと、1番目が医療法人、2番目が国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構に始まって、最後が108番目として、国立研究開発法人海上港湾航空技術研究所まで、ちょっと複雑な名前のところがあります。

身近なところでいいますと、例えば学校法人とか、漁業組合さん、それから健康保健組合、それから社会福祉法人、社協さんで、あと商工会さんとか森林組合、それから地方公務員共済組合、それから特定非営利活動法人、いわゆるNPOさん、それから土地開発公社、農業協同組合などの中に特別法人、派遣できる特別法人として含まれております。

4つ目が全国的な連合組織ということで、例えば全国自治会とか、全国市町村会、全国町村会、全国都道府県議会議長会などの全国的な連合組織があるんですけども、この4種類が公益的法人といわれるもので、先ほど一つ「等」ということについているんですけども、これがもう一つ派遣法第10条に規定されている特定法人への退職派遣と言われているものです。

第10条の部分に特定法人の派遣に関しましては、一応、地方公共団体が出資している団体への派遣ということで規定されているもので、現在、町として派遣できるところは、今のところはございません。

小川委員長 竹原副委員長。

竹原副委員長 きちっと説明していただきまして、了解いたしました。ありがとうございます。

小川委員長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

小川委員長 これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

小川委員長 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第73号「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する件」について、

原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

小川委員長 満場一致でございます。

よって、議案第73号は、本委員会において、可決されました。

次に、議案第78号「岬町立アップル館の指定管理者の指定の件」について議題とします。

本件については、本会議で説明を受けておりますが、補足説明がありますので、担当課から説明願います。

松下生涯学習課長 それでは、岬町立アップル館の指定管理者の指定の件につきまして、委員会資料の13ページから16ページまでを説明させていただきます。

まず、13ページの岬町立アップル館の指定管理候補者の選定経過及び結果についてですが、指定の期間は平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3カ年でございます。

公募要項の配布方法につきましては、8月1日から8月15日まで生涯学習課、ホームページ、岬だよりにより行いまして、8月9日から8月17日までの期間で公募いたしました。

応募者は、現指定管理者の岬町子どもの本連絡会1団体のみでございましたが、公募要項に基づきまして、選定基準を満たしているかどうかを審査するため9月9日に岬町立アップル館指定管理候補者選定委員会を開催いたしました。

審査委員会では、申請内容の確認、プレゼンテーション、ヒアリング、選定審査結果報告を行いました。

選定委員につきましては、表にあります7名でございます。

選定審査の方法は、申請内容、プレゼンテーション、ヒアリングを受けまして、選定委員会で定めた委員会資料、14ページでございます。評点表に基づき、100点満点により採点し、委員7名の平均点により判定いたしました。

この14ページの一番左側の選定基準と申しますのは、指定管理者の指定手続等に関する条例第4条選定方法等に示されている選定基準でございます。

その一つ右側の審査基準、事業計画書につきましては、公募要項で示させていただいた審査基準でございます。

それぞれに点数配分をさせていただいています。

右側が評価ですが、それぞれの項目に非常によい、よい、普通、悪い、非常に悪いという5段階、または点数配分が2点、3点の項目によっては3段階に分け、それぞれ評価しております。

評価、評点の普通の列の一番下を見ていただきたいのですが、58という数字がございますが、これは評価が全て普通であった場合は58点となることを示しています。

この58点を標準評点といたしまして、7名の委員の平均点が58点未満の場合は、候補者と

して選定しないということを選定委員会で決定いたしました。

そして、採点の結果、委員7名の平均点は75.9点ということでした。

その採点結果が15ページに示されています。

右側の黒く網かけしましたABCDEFGG、これが委員7名を示しております。

一番下を見ていただきますと、それぞれの採点は89点、69点、76点、66点、67点、89点、75点で、7名の平均点は一番右下75.9点ということでありました。

15ページにお戻り願います。この75.9点という評価を受けまして、選定委員会では満場一致で申請者をアップル館の指定管理候補者に選定するということが決定されました。

そして、同日、選定委員会から教育委員会に選定審査の結果を報告されております。

指定管理料は138万7,000円であります。これは、申請者からの提案額であります。

そして、9月27日開催の定例教育委員会におきまして、選定委員会の報告を受け、岬町子ども本連絡会を岬町立アップル館指定管理における候補者に選定する議決がなされました。

以上が、今回の議案上程までの経過でございます。

また、最終ページの16ページに過去2年間のアップル館指定管理の運営状況としまして利用状況、図書蔵書数、事業状況を参考資料として提示させていただいております。

以上で説明を終わらせていただきます。

小川委員長 松下課長の説明に対して質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

小川委員長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

小川委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第78号「岬町立アップル館の指定管理者の指定の件」について、原案のとおり可決することと賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

小川委員長 満場一致です。

よって、議案第78号は、本委員会において可決されました。

以上で、本委員会に付託を受けました案件4件については、全て議了しました。

本日の審議経過並びに結果については、次の本議会において委員長報告を行いますので、委員の皆様方、ご協力をお願いいたします。

これで、総務文教委員会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

(午前 10時40分 閉会)

以上の記録が本町議会第4回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成29年12月12日

岬町議会

委員長 小川日出夫